

令和4年11月25日

まちづくり委員会資料

陳情第144号

等々力緑地の遊具事故（整備不良）に関する陳情

建設緑政局

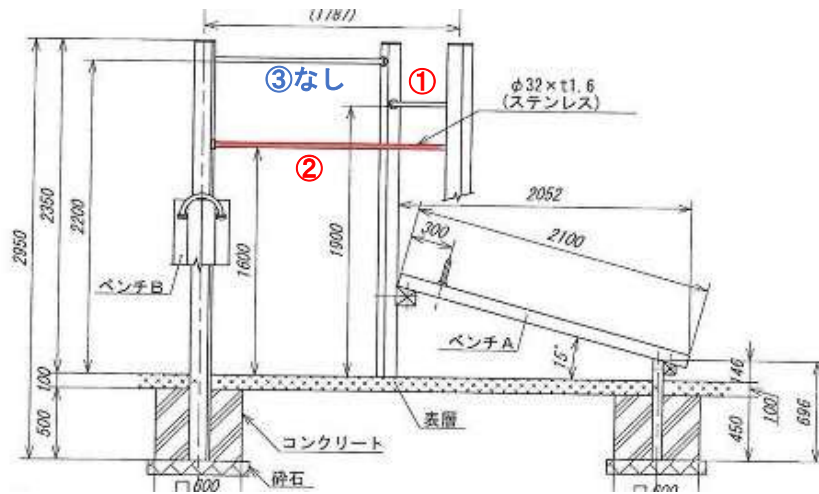
案内図

事故発生
R2. 5. 14
右肘骨折

(拡大図)

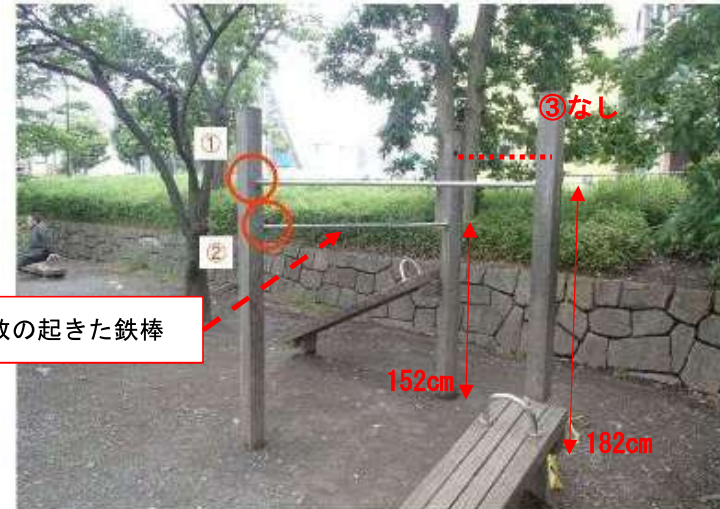


【遊具の構造図】



注) 鉄棒について
 遊具の正しい名称は、「フィットネススクエア」といい、懸垂や引上げ運動用の健康遊具です。平成13年12月にメーカーから寄贈があり、設置したものです。以降「平行ハンドル」部分については、陳情書に合わせて、「鉄棒」として説明していきます。

事故発覚後の状況 (5月21日)



事故発覚後の処理状況 (5月22日)



【鉄棒の状況（5/22撮影）】
ビス欠損状況



主 な 経 緯

令和 2 年

- 5 月 1 4 日 陳情者が等々力緑地の鉄棒で空中前回りをした際に右肘を骨折する。
- 5 月 2 1 日 陳情者から市に連絡（サンキューコールを通じて、事故発生と負傷した旨のメールを受付）。
1 5 時頃、職員 2 名が現地を確認したが、負傷事故に繋がるような回転する動きは確認できず、遊具特定に至らず。
1 8 時頃、陳情者から「等々力アリーナに一番近い鉄棒」との情報あり。
- 5 月 2 2 日 職員が再度現地を確認。鉄棒に強い力を加えると回転方向に 1 mm から 2 mm 程度動いた。
遊具に立入禁止テープを再設置。陳情者に当該鉄棒の写真をメール送信する。
- 5 月 2 3 日 陳情者から事故が発生した鉄棒であることを確認した回答メールがあり、遊具特定に至る。
- 6 月 2 日 現場立会い（陳情者と職員 2 名）により事故当時の状況を確認した。
（陳情者） 1 cm から 2 cm 回転した。⇒動きは確認できず。 ※後日、申し出は 5 mm から 1 cm に修正
「鉄棒に強い力を加えると 1 mm から 2 mm 程度僅かに動く状態は、動かないことと同じ」と本市職員が立会い時に、
陳情者に対して説明を行った。
- 6 月 5 日 遊具メーカーと道路公園センターが遊具の状況を確認した。
- 6 月 以 降 陳情者からの要望を受け、1. 事故現場において張り紙による情報提供の呼びかけ 2. 当該遊具の点検状況の提供
3. 遊具メーカーへのヒアリング ほか、メール等での質問に対応した。

令和 3 年

- 1 月 1 2 日 「本市に賠償責任はないものと考えている」旨の市の見解に関する文書を陳情者に送付した。
- 1 月 2 6 日 陳情者から市民オンブズマンに苦情申立て。
- 6 月 2 日 市民オンブズマンから「苦情調査の結果について」（通知）
「改善を要するものもあつたりはするものの、市の対応に不備があるとはいえない。」

令和 4 年

- 2 月 2 4 日 鉄棒を撤去した。

陳情内容に対する本市の考えについて

項目	ページ	陳情内容（抜粋）	本市の考え
1	P 2 下から 5行目	市はオンブズマンの苦情調査結果通知書の中で、 <u>6月2日の現場確認時、「1mmから2mm程度動く状態で、申立人も分からないほどの僅かな動きで、固定されていたと勘違いしたと考えられる」と説明している。全てうそで本人が気付かないわけがなく、現場検証であり、互いに鉄棒の回転状態を確認し、測るのが当たり前でなぜ、その場で「勘違い」を訂正しなかったのか。</u>	<p><u>鉄棒の動きについては、陳情者から連絡があった5月21日及び22日に職員が現場確認を行い、21日は特に動きが確認できなかったものの、22日には強い力を加えると1mmから2mm程度動くことを確認しました。両日とも、鉄棒を利用するにあたって特に支障となる動きでなかったことから、6月2日に、陳情者と現場立会いを行った際には、陳情者に対し、鉄棒に強い力を加えると1mmから2mm程度僅かに動くものの、陳情者の主張するほど動きがないと説明いたしました。</u></p> <p><u>鉄棒について、市としては当初から一貫して、動きは僅かであったとの認識であり、市民オンブズマンの調査に対しても同様の回答をしています。</u></p>
2	P 3 2行目	<u>6月5日、道路公園センターと遊具メーカーが現場検証し、メーカー側の記録でも「鉄棒は固定状態であった（0mm）」となっている。では、「メーカーも勘違いをしていた」ということなのか。</u>	<p><u>メーカーからの報告書においては、6月5日に現場確認を行った際、「地面に立った状態で握力のみでは握り棒を回転させることができなかった。」とあります。</u></p> <p><u>これは、本市において、5月22日の時点で確認し、一貫して主張している「鉄棒に強い力を加えると、回転方向に1mmから2mm程度動く」との内容と同様であると考えています。</u></p>

3	P 3 5行目	証人は他にもおり、 <u>2021年（令和3年）12月、中原警察署が、2022年（令和4年）2月には川崎市議会議員一人が鉄棒の完全固定状態を確認している。</u> よって、「鉄棒が回転したイコール整備不良」ということになる。それに対し市側は、「勘違いだ」、「鉄棒は固定できない、1mm～2mm動く状態だ」と主張するだけで、 <u>根拠、証拠、証人も何一つ示していない。</u>	<u>5月22日に職員が、鉄棒の状態について、鉄棒に体重をかけるなど強い力を加えると、多少のずれ（回転方向に1mmから2mm程度動く状態）を確認しています。</u>
4	P 3 11行目	2021年（令和3年）11月、みどりの保全整備課課長は現場の確認を約束するも、12月、建設緑政局緑政部長が、「回答は控える」、「オンブズマンに回答済みだ」、「我々は道路公園センターを信じたい」など、 <u>鉄棒の確認を一方的に拒否した</u> （音声記録あり）。「事実と違う」と苦情を受け依頼があった以上、 <u>事実確認をすべきではなかったのか、確認していればこのようなことにはなっておらず、隠蔽のための職務怠慢であったと言える。</u>	本市としては、 <u>これまでに、職員による現場確認や陳情者とも現場立会いを実施し、市民オンブズマンの調査についても、当時の担当職員から聞き取りを行いながら回答を作成するなど、真摯に対応してきております。</u>
5	P 3 17行目	「固定されていたイコール誰かが意図的に鉄棒を固定した」のは事実で、一般の人が特殊なレンチを持参し、短期間に行ったとはまず考えにくい。2020年（令和2年）5月21日に職員から送られてきた遊具画像に、 <u>なぜか工具箱から出された「工具」が映り込んでいて、「鉄棒の状態確認をするのが目的」であり、不自然極まりない。</u>	これについては、市職員が5月22日に現地の状況を撮影した写真のことと思われますが、 <u>遊具の確認作業を行う上で、不具合などの発生が予見される場合、緊急的かつ応急的な補修をする必要性を考慮し、通常、ドライバー等の工具を所持しています。</u>

6	P 3 下から1 行目	では、「 <u>なぜ2020年（令和2年）9月4日までの4か月もの間1mm～2mmという数値を出さず、一切説明もなかったのか</u> 」を問うも説明責任が果たされず、理由が一切不明である。明らかにしていただきたい。	前述のとおり、鉄棒の動きについて、市としては当初から一貫して、動きは僅かであったとの認識です。 <u>動かない状態と説明内容を大幅に変えたという認識ではないことから、特に訂正しなかったものです。</u>
7	P 4 3行目	他にも、「 <u>6月2日の現場検証時、市職員が状況確認のため、空中前回りを実演したが、問題なく行うことができた</u> 」とあたかも <u>実演し、事故はこちらのミスのように書かれてあるが、事実無根で鉄棒すら行っておらず、ねつ造されている。本人が実演したと言うので、是非やって証明していただきたい。</u>	<u>6月2日の現場立会いにおいて市職員は、「空中前回りなどの動きに対して、鉄棒がどの程度動くかを確認するために空中前回りの動きをしましたが、その際、鉄棒は問題なく利用することができ、陳情者がいうような回転する動きはなかった。」ことを確認しています。</u>
8	P 4 12行目	「 <u>オンブズマン</u> 」にも説明責任を求める。 <u>この人が無責任な回答、間違った判断をした場合、抗議も受けず、再調査もせず、すべて都合のいいお墨つきとなる。「現地へ鉄棒の確認をしに行った」と言うも、肝心の鉄棒の固定状態は隠し、市の「完全に固定できない」という矛盾のうその部分にメスを入れようとしない。さらに「市の主張が固定状態（0mm）から1mm～2mmに変わっても、さほど問題はない」とまで市を擁護している。</u>	市民オンブズマンは、市民の市政に関する苦情を調査し、簡易迅速に処理することを主な職務としており、その責務として、公平かつ適切にその職務を遂行することとしています。 <u>市民オンブズマンの苦情調査につきましては、いかなる機関からも独立して、市民オンブズマンが自己の識見と信念に従い、公正・中立的立場に立ち、川崎市市民オンブズマン条例に則り、市民から申し立てられた苦情について、関係する市の機関に対し調査を行っております。また、申立人及び関係する市の機関双方の主張に基づき、必要に応じて現地調査を行い、法令等への適合性等を検討した上で、市民オンブズマンの判断を示した苦情調査結果通知書を申立人及び関係する市の機関へ通知しています。</u> 本件におきましても、このような流れに基づき市民オンブズマンが苦情調査を行い、市民オンブズマンの判断を示した調査結果通知書が陳情者及び関係する市の機関へ通知されているところで

陳情者と市の見解のまとめ

	陳情者	市
1	市側の主張に一貫性がない。	「陳情者の言うほど動かない。動いても回転しない固定状態から2ミリまでの僅かな動きの変化。」であることを当初から一貫してお伝えしています。
2	市側の説明責任が果たされていない。	令和2年5月21日以降、多くのメールや電話でのやりとりのほか、現場立会い及び市民オンブズマンの調査等を通じて適切に対応してまいりました。

※ 本市としましては、今後、新たな事実や証拠が陳情者から示された場合には、改めて丁寧に対応してまいりたいと考えております。